

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

【現状と課題】

現在、本市の総人口は723,292人となっており、今後も増加を続け2019年にピークを迎え、以降穏やかに減少することが予測され、2065年にはピーク時の約3/4になると推測されている。さらに年齢別人口で見ると、年少人口及び生産年齢人口は、今後、一貫して減少するが、高齢者人口は増加を続け2044年にピークを迎えると推測されており、高齢化が進んでいく。

本市は内陸工業都市として、一般機械や金属製品、電気機器を主とした加工組立型の製造業を中心に発展してきた歴史があり、産業構造は第2次産業の占める割合が高く、第2次産業特化型の都市である。しかし、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少及び製造業の人気低迷による人手不足とこれに伴う人件費の高騰並びに製造拠点のグローバル化により、労働集約的産業である加工組立型の製造業は、そのシェアを賃金の安い東南アジア等の発展途上国に奪われ、地域経済を支えてきた中小企業が衰退するという問題に直面しており、内陸工業都市としての過渡期にある。

こうした状況を打開するためには、中小企業の国際競争力強化は必須であり、そのための生産性向上は緊急の課題である。

【現状の取組】

本市では、中小企業等の国際競争力の強化のため、「ロボット」の活用に着目し、これまで自動車や特定の製造現場に限定されてきた産業用ロボットを中堅・中小企業の製造現場に導入し作業の代替を図ることで、生産性向上と3K解消を実現することとし、「さがみはらロボット導入支援センター」(平成27年9月開設)を中心に(国内公設2箇所目)ロボット導入に必要不可欠なロボット専門人材(システムインテグレータ等)を育成し、新たな雇用(職業)と新産業の創出を促進している。

さらに、本市の「さがみはら産業集積促進方策(STEP50)」(平成17年10月策定)に基づき、「ロボット」を重点リーディング産業と位置付け市内の立地に特別なインセンティブを設けるなど、市内企業のロボット導入支援施策と連動しながら、より強固な産業集積基盤の強化を図るとともに、国際的なロボットビジネス拠点の形成を推進している。

また、国内市場の縮小やものづくりのグローバル化により競争が激化している中、成長著しいアジアの新興国であるインドネシア、タイ、ベトナムの3か国において、

そのグローバルな成長を地域経済に取り込んでいくため、海外での展示会への出展費用助成や相模原ブースの共同出展による海外販路拡大の取組等を支援し、より強固な経営基盤の実現や更なる国際競争力の強化を図るとともに、人材交流により高度なグローバル人材の確保に向けた取組や市内企業と留学生等を結び付けるマッチング会等を着実に実施し、国内外におけるグローバル人材のネットワーク形成と活用に取り組むなどグローバル展開を進めている。

(2) 目標

本市は首都圏広域地方計画にも位置付けられた首都圏南西部国際都市群の創出において、「活力あふれる国際的なビジネス拠点」の形成を目指しており、リニア中央新幹線の新駅設置、圏央道の開通、小田急多摩線の延伸など広域交通網の充実を図るとともに、橋本・相模原両駅周辺地区を広域交流拠点として、本市が持つポテンシャルを最大限に生かした、首都圏南西部全域の成長の源泉となるまちづくりを推進している。

こうした取組を推進していくにあたっては、本市の経済政策の基本的な考え方として、市民生活をより豊かにし、市民の幸せにつながる支援策を実施していくことを基本に、少子高齢化による人口減少などの社会的課題に対応するなど公共性に配慮しながら、ロボット、人工知能などの技術革新によるイノベーションの創出やグローバル人材の育成・確保を支援することで、地域経済の活性化による市民所得の向上や雇用創出を図るとともに、社会生活環境の向上に努め、将来に向けて、本市経済の更なる成長により持続可能な都市経営を実現していく。

先端設備等導入計画の認定数 150件

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(導入促進指針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市は内陸工業都市として発展してきた歴史から、一般機械や金属製品などの機械系の組立型業種、素材系業種の集積度が高く、高度な技術力を有する産業集積基盤がある。これらの業種については、ロボット、航空宇宙、再生可能エネルギー、次世代自動車等の成長産業(ロボット周辺産業)等との親和性が高いことが強みとなっているが、労働生産性が相対的に低い(付加価値が低い)という課題がある。また、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少による労働力不足や、経済のグローバル化による競争の激化等により、経営資源の少ない中小企業は厳しい経営状態が続いており、所有している設備は老朽化が進んでいるなど、生産性向上に向けた様々な課題がある。

このような状況下においても、本市が将来にわたり持続的に発展していくためには、市内企業等の競争力の維持・向上を図ることが必要不可欠であり、イノベーションにより生産性を持続的に高めることで、継続的な成長を実現していかなければならない。このイノベーションの最大の原動力は、市場における競争であることから、より多くの多様な企業の競争等を誘発、支援等していくことが重要であるため、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当市の産業は、「2 先端設備等の種類」で述べたとおり様々な課題があり、その課題は全ての地域、あらゆる産業に共通していることや、本市を含めた我が国全体を取り巻く社会経済環境の変化にも柔軟に対応していかなければならないことから、本計画の対象地域は、当市の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

当市の産業は、「2 先端設備等の種類」で述べたとおり様々な課題があり、その課題は全ての地域、産業に共通していることや、本市を含めた我が国全体を取り巻く社会経済環境の変化にも柔軟に対応していかなければならないことから、本計画の対象業種・事業は、日本標準産業分類上の全ての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国の同意日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組は対象としない。
- ・ 公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては対象としない。
- ・ 市税を滞納している者は対象としない。